

社会福祉法人 十字の園
法人役員等報酬規程

(改訂：2019年7月 1日)

社会福祉法人十字の園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十字の園（以下「当法人」という。）定款第8条および第22条の規程に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事長及び理事）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等（評議員、理事及び監事、評議員選任・解任委員）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第29条に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、法人役員出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 理事長は、理事長専任又は当法人の施設長兼務に関わらず、本規程による報酬を支給する。

- 2 理事長を除く理事が当法人施設長又は職員を兼務する場合は、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。但し、当該理事の基本給については、本規程第3条の算定方法に準じた俸給とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める

時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第 6 条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2 か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、評議員、監事へは当該会議等に出席した都度、支給するものとし、理事が法人及び施設業務のために出勤したときは、常勤役員と同様とする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、2007 年 9 月 1 日から施行する。

2009 年 4 月 1 日 (改訂)

2011 年 4 月 1 日 (改訂)

2015 年 4 月 1 日 (改訂)

2017年6月19日（改訂）

2018年4月1日（改訂）

2019年7月1日（改訂）

別表 1

(常勤役員一人当たりの報酬)

役職名	報酬の額 (俸給表は別記)	報酬限度額 (賞与含む)
理事長	月額 550,000～700,000 円	年額 1,200 万円
常勤理事	月額 410,000～550,000 円	年額 1,000 万円

別表 2

(常勤役員一人当たりの賞与)

6月の賞与	報酬月額×支給率 (職員支給率を準用する)
12月の賞与	報酬月額×支給率 (職員支給率を準用する)

別表 3

(常勤役員の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

(施設長、職員を兼務する理事の退職金算定)

職員退職金規程により算定し支給する。

※社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び静岡県社会福祉事業共済会退職手当金給付事業による

別表 4

(非常勤役員等一人当たりの報酬)

※下表の報酬額は全て源泉徴収後の金額とする。

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人関連業務のための出勤	日額 10,000 円
報酬限度額	定款第8条による

(2) 非常勤理事

理事会等会議への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000 円 (半日は2分の1)
報酬限度額	年額 400 万円

(3) 監事

理事会等会議への出席	日額 10,000 円
監事監査等への出席	日額 20,000 円
上記の他、行政監査立会、法人及び施設の指導・相談等のための出勤	日額 20,000 円 (半日は2分の1)
報酬限度額	年額 100 万円

(4) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000 円
-----------------	------------

注:法人の職員が委員を兼ねる場合には、この報酬は支払わないものとし、法人職員旅費規程を適用する。